

2010年10月 アカデミックセミナー要旨

設備投資研究所

講師：横浜市立大学国際総合科学部 随清遠教授

演題：不良債権処理への影響要因について

日時：2010年10月14日（木） 15:30～17:30

要旨

銀行部門の不良債権額及び不良債権比率は、いずれも2002年3月期にピークを迎え、その後急速に減少した。このような現象に対し、なぜ銀行部門の不良債権問題がバブル崩壊から10年以上もの長期にわたって存在し続けたのか、2002年3月期以降の不良債権の減少は景気回復によるものだったのか規制当局の対応の変化によるものだったのか、といった基本的な疑問は未だに解明されていない。本研究は、1990年代後半に行われたいくつかの重要な会計ルールの変更に注目し、それらが邦銀の不良債権処理行動に与えた影響について考察したものである。

本研究では、(i)保有有価証券の評価基準の変更、(ii)土地の再評価、(iii)繰延税金資産の計上、の三つの会計ルールの変更に注目した。(i)は1998年3月期における有価証券保有の評価基準の変更であり、簿価と時価のいずれか低い方を採用する低価法から、2001年3月期の時価法適用までの間、低価法と原価法の選択を可能とするものである。これにより、多くの銀行は原価法を選択することで実際に所有した資産以上に資産額を計上することが可能になった。(ii)は2002年3月期まで保有する土地の決算日での時価評価を認めるものであり、この時期銀行が保有していた土地の帳簿価額は市場価格を下回るケースが多かったため多くの銀行は評価差額金を資本に計上することができた。(iii)は1999年度から開始され、これにより多くの銀行は資産の嵩上げが可能となった。

これらの会計ルールの変更は、銀行にとって都合の良い、いわば容認緩和的性格を有するが、これらが銀行の不良債権処理行動にどのような影響を及ぼすかは明らかでない。なぜなら、容認緩和的なルールの下では、原資となる資産が嵩上げされるという面では、不良債権処理を促進する誘因を与える一方で、銀行が不良債権の存在を隠蔽する手段をより多く持つという面では、不良債権処理を将来に先送りする誘因を与えるからである。

そこで、こうした側面をモデル化し、銀行の不良債権処理に関する理論的分析を行った。このモデルでは、(1)不良債権処理は自己資本を毀損させ、銀行の存続確率を低下させる一方、(2)不良債権処理の先送りは銀行自身の長期的な企業価値を損うだけでなく、規制当局が容認緩和的でない場合にはペナルティを課される、というトレード・オフを想定し、その下で銀行経営者が最適な不良債権処理水準を決定する。すると、容認緩和ルールの下では、不良債権処理の促進効果と先送りを助長する効果の両方が生じ、どちらが上回るかはパラメータの値に依存する状況となる。

この結果を受け、次に実証面からの検証を試みた。具体的には2008年3月期まで存続している地域銀行計89行を対象に、不良債権比率が逡増した時期（1999年3月期～2002年3月期）と逡減した時期（2002年3月期～2008年3月期）のそれぞれにおいて、不良債権比率及び不良債権処理損の額に対し、(i)保有有価証券の評価基準の変更、(ii)土地の再評価、(iii)繰延税金資産の計上、の三つの会計ルール変更及びその他の要因が与えた影響をパネル分析により検証した。その結果、不良債権比率の逡増期において、不良債権比率に対して(i)及び(iii)が正の効果、不良債権処理損については(ii)及び(iii)が負の効果を持つことが明らかになった。それに対して不良債権の逡減期において顕著に見られる変化は、各期の不良債権処理のための損失計上が有意にそれまでの不良債権規模に依存して行われたことである。これらの結果は、容認緩和ルールが銀行の不良債権処理を先送りさせたことを示唆しており、不良債権額・不良債権比率が1990年代後半以降増加の一途をたどり、2002年3月にピークアウトした事実と整合的な結果となっている。

以 上